

老朽建築物の建て替え（除却）を支援します！

下関市 まちなかりビルド支援事業



まちの景観、防災・安全性の向上及び中心市街地の活性化を図るため、除却後の跡地に一定の建築物を建築することを条件に、老朽建築物の除却に要する費用の一部を補助します。

補助要件

(1) 除却する建築物

- ① 下関駅～唐戸までの都市機能誘導区域内にあり、国道9号に面していること
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された老朽建築物
- ③ 主要構造部が非木造
- ④ 6階建て以上又は延べ床面積3,000㎡以上であること

(2) 新築する建築物

- ① 容積率200%以上
- ② 風俗営業又は性風俗関連特殊営業の用途に供するものでないこと
- ③ 一戸建て住宅、工場、倉庫、又は単独で設置される自動車駐車場でないこと
- ④ 敷地を分割し、小規模な建築物を複数棟建築するものでないこと（市長が認める場合を除く）

※新築する建物は、除却完了後5年以内に完成させてください。

補助対象者

- ① 除却対象建築物を除却しようとする者
- ② 除却対象建築物の土地の所有者等
- ③ 下関市の市税を滞納していないこと
- ④ 暴力団でない者又は暴力団と密接な関係を有しない者
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づく再生手続き、会社法に基づく特別清算、破産法に基づく破産手続き等を受けていないこと

補助対象経費

除却対象となる建築物の除却工事に係る経費（消費税を除く）

※建物内に残された家財・什器撤去費、樹木撤去費、外構工事費及び他の制度で補助対象とされた経費は対象外

補助額

- ① 補助対象経費×1/2
② 除却する建築物の延べ床面積×51,000円×1/2 } ①②のいずれか低い方（※上限1億円）

募集期間：令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）まで

※令和9年度に申請予定の場合：令和8年8月31日（月）までに事前協議が必要です。
（令和9年度以降は、事前協議を行っていない申請は受付できません）

受付・相談・お問い合わせ窓口（下関市役所本庁舎3階C5窓口）
下関市都市整備部建築指導課 審査係 電話 083-231-1380（直通）

補助対象チェックリスト

	チェック項目	
除却建築物	①下関駅から唐戸周辺の都市機能誘導区域内に所在し、国道9号に面している	<input type="checkbox"/>
	②昭和56年5月31日以前に建築された老朽建築物であり、不良度測定基準の判定が60以上	<input type="checkbox"/>
	③主要構造部が非木造	<input type="checkbox"/>
	④階数が6階以上又は延べ床面積3,000㎡以上	<input type="checkbox"/>
新築建築物	①容積率200%以上	<input type="checkbox"/>
	②風俗営業、性風俗関連特殊営業の用に供するものでないこと	<input type="checkbox"/>
	③一戸建て住宅、工場、倉庫又は単独で設置される自動車駐車場でないこと	<input type="checkbox"/>
	④敷地を分割し、小規模建築物を複数棟設置するものでないこと（市長が認める場合を除く）	<input type="checkbox"/>

提出書類

提出書類	備考	事前協議	本申請
①除却する建築物の位置図（付近見取図）及び配置図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
②除却する建築物の不良度測定基準表（様式第2号）	建築士等により判定されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
③現況写真（建築物の外観及び老朽度合の判定が分かる箇所）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
④除却する建築物の全部事項証明書（※）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
⑤新築予定の土地の全部事項証明書及び公図（※）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
⑥除却する建築物の求積図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
⑦建築物の所有者からの除却に係る同意書	除却建築物の所有権が無い場合	-	<input type="checkbox"/>
⑧土地の所有者からの新築する建築物の建築に係る同意書	土地の所有権が無い場合	-	<input type="checkbox"/>
⑨抵当権設定者等の同意書	抵当権設定者等がいる場合	-	<input type="checkbox"/>
⑩除却に係る見積書	経費の内訳が記載されたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪解体業者の建設業許可証又は解体工事業の登録通知書の写し	解体業者は市の入札参加資格を有している者に限る	-	<input type="checkbox"/>
⑫住民票及び市税の滞納がないことの証明（※）	申請者が個人の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬-1 履歴事項全部証明書（※）	申請者が法人の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬-2 定款		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬-3 市税の滞納がないことの証明（※）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬-4 過去3年分の財務諸表		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭-1 会則又は規約 ⑭-2 役員名簿及び会員名簿 ⑭-3 役員の住民票及び市税の滞納がないことの証明（※）	申請者が団体の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮新築予定の建築物の敷地面積、建築面積、延べ床面積、建物用途、平面図、立面図及び建築完了までの工程表等計画の詳細が分かる書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※
⑯資金計画書（様式第3号）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※

（※）の証明は、発行日から6月以内のもの

※事前協議時に提出済みで、協議結果通知書を添付する場合は省略可